

## 株式会社支配論の新しい傾向

— A・A・バーリの所説をめぐって —

植 村 省 三

- 一、は し が き
- 二、A・A・バーリにおける株式会社支配論の展開
  - 1、バーリの基本的問題意識
  - 2、資本所有の現状とその影響
  - 3、現代における会社支配の形態
  - 4、現代の会社と経営者、現代資本主義
- 三、若干の批判と検討
  - 1、経営者支配論の吟味
  - 2、論理構造自体の問題
  - 3、現実的背景—現代株式会社支配の実態—

一、は し が き

経営学の具体的内容をなす諸問題のうちで株式会社支配をめぐる問題は、常に基本的な重要性をもっている。

それをどのように理解するかは利潤の最大限の追求という独占企業の企業目的遂行のための具体的諸活動（経営管理活動として総合的に把握されるべきもの）の現実の担当者としての経営者をどのように考えるかの問題に通じ、結局において企業そのものを正しく把握するか否かにかかわってくるからである。つまり、この問題に対する理解如何が経営学の中心内容をなす経営管理の問題に対する理解如何を決定するからである。

この株式会社支配の問題をはじめて分析したのは周知のように A. A. Berle jr. and G. C. Means, "Modern Corporation and Private Property" 1932. である。これは、先に拙稿で明らかにしたように、アメリカ資本主義史上集中・集積運動が最もいちじるしくすすんだ一九二九年恐慌前後の時期に、その支配の基礎を強固にした独占企業の実践的諸問題を背景として、当時確立した経営者階層（経営管理実践の担い手としての）それ自体としての地位を基礎づけるという客観的役割を果すものであった。<sup>(1)</sup>そしてその内容は、株式所有の分散から出資者支配の後退といわゆる経営者支配の成立を論じ、それを通じての会社の性格の変化、ひいては資本主義の性格変化を説くものであった。この所論についてはすでに種々の観点からの批判がなされており、本稿でもそれについての筆者の基本的理解の立場を明らかにするが、このようなバリー、ミーンズの理論は、それ自体現在まで種々形を変えて発展してきていることは特に注意しなければならない。この発展の経路についても前記拙稿で明らかにしたが、その基礎にはそれぞれの段階での独占の高度化（企業規模の拡大とそれによる経営活動の複雑化）があることはいうまでもない。ところでこのようなバリー、ミーンズの理論の発展過程のなかで、特に戦後におけるバリー自身の著作 "The Twentieth Century Capitalist Revolution" 1954（「二十世紀資本主義革命」）その他の論稿は、戦後におけるバリー、ミーンズの理論のバリー自身による新しい展開としてすでにいろんな意味で

注目されているところである。これは戦後における独占支配の新しい段階を背景とするものだが、最近、同じバリーによって出された“Power without Property” 1959 は、それよりも一層進展した現在の段階での株式会社支配の新しい形態を論じたものとして非常に注目されるべき内容を含んでいる。そこで本稿ではこの書におけるバリーの新しい理論についての種々の問題の検討を通して株式会社支配の問題に関する理解の立場を明らかにすることにしたい。

(1) 拙稿「経営学における制度論的思考」（立命館経済学、第八卷第二号所収）参照。

(2) バリー、ミンズの見解を積極的に支持し、それをより敷衍しようとする試みもかなりあるが、占部都美助教の一連の著作（特にその「経営者」はその代表的なものと思われる）。

これに対して理論的、具体的な批判の試みもかなり多く、これらによってバリー、ミンズ理論はある意味では決定的な批判をうけたということもできる。伊藤淳巳「株式会社における資本支配」（経営研究第一号）岡村正人「株式会社金融の研究」、上林貞次郎「現代企業における資本・経営・技術」等がその主要なものであり、またこれらとはちがった立場から批判を行っているものとして藻利重隆「株式会社と経営者」などがある。

## 二、A・A・バリーにおける株式会社支配論の新展開

### 1、バリーの基本的問題意識

バリー、ミンズが“Modern Corporation and Private Property”（以下“Modern”という）で展開した所論は、会社（独占企業）内部の所有関係の具体的分析を通じての会社の性格の、またひいては資本主義それ自体の性格の変化を強調することであり、そのことを通じて経営者の地位を基礎づけるといふ実践的役割を客観的

にもったものであることはすでに明らかにしたところである。すなわち“Modern”は、「会社発展の最近の傾向についての研究」<sup>(1)</sup>をその具体内容とし、株式所有の分散——経営者支配を説き、それを通じての会社の「準公共的会社」(quasi-public corporation)への変化と、その財産所有者の生活、労働者の生活、財産保有の方法、一般消費者、社会の経済組織等への影響<sup>(2)</sup>を分析し、資本主義の性格変化(会社革命)を論じたものであった。

このようなバーリ、ミーンズの問題意識は戦後のバーリにもなおつらぬかれており、これが一九五四年の“*The Twentieth Century Capitalist Revolution*”(以下“*Twentieth*”としよう)として先ずあらわれたのであった。これは“*Modern*”におけるバーリ、ミーンズの問題領域を戦後の一層進展した基盤の上で新しく検討したものであることができる。このことはバーリ自身この書を「二十世紀中葉における革命的資本主義の一面についての研究であり、当面の問題領域は近代的公司のある結果についての研究である」<sup>(3)</sup>としていることによつて知ることができる。

ところでこの二つの著書におけるバーリの問題意識を理解した上で、バーリの新しい著書“*Power without Property*”をみれば、ここにもやはり同じ問題意識の存していることがわかる。

「ここに提示され説明されたデータに実際に当面する人は誰でも、われわれが“*資本主義的*”とよんでいる過程と体制についての観念が永久に変化することがわかるだろうと私は思っている。ここに示すのは、アメリカの連続的な社会革命の一部分をなす一連の一貫せる経済的連鎖反応についての研究である。それを促進するところの推進力によって強められた革命はわれわれすべての生活に強力に影響する」<sup>(4)</sup>。バーリはこの書の冒頭にこういっているが、ここに明らかのように、現代の資本主義の性格変化＝革命を主要テーマとし、その革命の実体とし

ての新しい会社支配の傾向を論ずるといのがこの書の具体的内容をなすわけである。現代を“Modern”で示したと同じ意味をもつ「革命」の連続的な過程としてとらえ、その中心としてとらえられた会社（corporation）の支配構造を分析するという、ここにあらわれたバーリの問題意識は、“Modern”以来ずっと一貫したものだといえるわけであり、バーリの一九三〇年代初頭からの一貫したテーマ追求の態度をここにかがうことができる。

ただ本書を特に“Modern”と比較した場合、当然ながらその問題のとりあげ方に若干の変化、相異点のあるのが注意されよう。それは例えば、“Modern”では「経営者支配」の現象が種々具体的に説明されたのに対し、本書ではこれが無条件に前提されているという点である。例えば経営者支配によってもたらされた会社の公共的性格によって経営者が、原材料の購買先あるいは製品の販売先としての一般社会、雇用者、配当や利子を支払うべき証券保有者の各グループに非政治家的な公僕として責任を負っていることを「明白な事実」として前提しているのがそれである。経営者支配が疑う余地のない当然の事実とされているわけで、それが縷々説明された“Modern”におけるとは非常な相違である。つまりここでは、“Modern”で説かれた経営者支配確立以後の会社支配の形態如何について論じようというわけである。これはもとより、単に理論内容の変化というだけではなく、何よりもそれを支える現実的基盤の進展（人民資本主義といわれる現実）として理解されるべきことは後に明らかにするとおりである。

かくてバーリのこの新しい理論は、“Modern”にはじまり“Twentieth”を経て現在に至る一貫したテーマでのバーリ理論の発展の頂点として理解することができるであろう。

さて、このような問題の展開にあたってのバーリの分析の基本的立場はどのようなものであろうか。いうまで

もなく経営学における制度論的思考を最初にうち出した「Modern」における基本的思考は現在でもなお変化していない。企業がひとつの「制度」(institution)になったことを強調するバーリの基本的立場はここにも当然うけつがれ、「経営は主としてアメリカ合衆国における供給奉仕の機関である」<sup>(6)</sup>ことが理論展開の基礎とされている。つまり企業の制度論的把握を問題分析の大前提とし、ことさらにそれを強調することなく自明のこととされているわけで、この点前述のところと関連して現実的基盤の進展を示すものだが、それを反映した制度論的思考の一層の強化というのがバーリの基本的立場といえるのである。

ところで、このような立場でのバーリの、問題分析にあたっての視野が非常に広いことが次に指摘されよう。バーリはこの書のはじめに、「少くとも産業発展の分野については、アメリカの体制は政治学の観点からも経済学の観点からも検討されねばならない」<sup>(7)</sup>として問題分析の観点を示している。この点、その基本的思考如何あるいはその分析の深さはともかくとして、単に個別企業の狭小な立場にとらわれないで、現代資本主義の政治と経済という広い視野で問題が観察されることを意味しており、注目されるべきである。これは本来政治学者であるバーリ自身の特徴ともいえるであろうか。またそのこと自体、この新しい株式会社支配の理論が、いわゆる現代資本主義の理論的支柱として重要な意義をもっていることのひとつのあらわれでもあらう。

- (1) A. A. Berle jr. and G. C. Means: *Modern Corporation and Private Property* 1932. Preface P. v.
- (2) *Ibid.* Preface, pp. vii~viii.
- (3) A. A. Berle jr.: *The Twentieth Century Capitalist Revolution*, 1955 p. 1.
- (4) A. A. Berle jr.: *Power without Property*, 1959 p. 1.
- (5) *Ibid.* p. 8.

(6) *ibid.* p. 15.

(7) *ibid.* Foreword p. vii.

## 2、資本所有の現状とその影響

会社の支配構造の具体的分析を通じて現代アメリカ資本主義の変貌をとらえようというのがかくてパーリの一貫して追求するテーマであるが、その資本主義の変貌は私有財産の制度の変貌＝私的性格の減退ということのうちに先ず見出されている。

「われわれの経済制度は「私有財産」を基礎としていると考えられている。しかしながら多くの産業財産は、もはや地下鉄列車の座席より以上には私有的ではない。そして実際その多くは「財産」とよばれるかどうかは「はなはだ疑問である」<sup>(1)</sup>というわけで、これが結局、先にあげた「革命の連続的な過程」のひとつのあらわれとして考えられるのである。そこで、このような現実認識の上に立つてこの観点から「われわれの体制は普通「資本主義的」とよばれているので、われわれは資本の習慣について考えてみることはじめよう」<sup>(2)</sup>として、この私有財産制度の変貌のもとにおけるアメリカの資本形成 (*capital formation*) の状況を続いて検討している。

「一九一九年から一九四七年までの合衆国における資本形成額はおよそ七、七〇〇億ドルにのぼる」<sup>(3)</sup>が、その内訳は、資金源別ないしは媒介機関別では、

a、三四パーセント（二、六二〇億ドル）は経営の当座の留保から、すなわち経営自体によって利潤から投資されたもの

b、四〇パーセント（三、一〇〇億ドル）は銀行信用の拡大によるものと、商業銀行、商業機関、公社債権者

等による投資を含む

c、そして残りの二六パーセント（一、九八〇億ドル）が個人の当座貯蓄からの投資によってもたらされたものである

また金融形態別では、

- a、三四パーセント（二、六二〇億ドル）は内部金融
- b、一五パーセント（一、一五〇億ドル）は銀行信用の拡大によるもの
- c、六パーセント（四六〇億ドル）は住宅担保の投資

d、四二パーセント（三、二三〇億ドル）は連邦債、州債、公債、社債等の債券によるもの、これは一部は商業銀行、貯蓄銀行、保険会社、団体など、一部は個人投資家によって購入された

e、残り三・二パーセントは持分資本投資で、うち一・二パーセント（九四億ドル）は優先株、二パーセント（一五〇億ドル）は普通株によるものである。<sup>(4)</sup>

このような資本形成の内訳を明らかにすることによってパーリにより特に強調されるのは個人投資の比率が非常に小さいことである。個人投資は右により二六パーセントを占めているものの、株式投資がわずか三・二パーセントであることから持株による個人の会社支配がもはや不可能であることをパーリは強調するのである。しかしわれわれはむしろ右によって自己金融と共に銀行との結びつきによる資本形成が非常に大きいことをこそ注意すべきである。これこそ独占企業による巨額の利潤の蓄積と同時に金融資本支配のあらわれにほかならないからである。しかしこれについては後述する。

ところで、これに対して最近十カ年(一九四七—五七年)はどうか。バリーによれば、この時代は以前にも増して「アメリカの生産(農業以外の)は会社によつてもたらされ、貨幣、つまり工業生産に投ぜられる資本はこれらの制度に入り込み、またそれを通じて流れ出てゆく」ことが明らかになっている。<sup>(5)</sup>そこでこの会社における資本形成について次に検討されるわけである(四七年以前については会社だけに限定されていなかった)。

一九四七年から五六年までのアメリカの金融機関以外の会社における資本形成額は、二、九二〇億ドルにのぼる。アメリカ商務省の統計 Survey of Current Business によれば、この莫大な額にのぼる資本のうち五分の三は利潤の内部留保あるいは減価償却引当金 (depreciation allowance) などの内部源泉よりもたらされたものであり、五分の一は主として銀行からの借入、銀行信用の増大によるものである。そして残りの五分の一だけが一般市場から株式の形によりもたらされたものである。しかもこの五分の一(二〇パーセント)の一般資本市場からの資本供給—株式投資のうち大部分(一〇—一五パーセント)は保険会社、年金信託 (pension trusts) などの機関株主 (institutional stockholders) からの投資によるものであり(これについては以下の論議の中心である)、後に再び述べられる)、一九四七年以前でも二六パーセントにすぎなかった個人からの投資(そこには株式投資以外も含まれていたが、四七年以後では、個人からの投資は株式投資以外は数字にあらわれていない)はしたがってきわめてわずかの部分しか占めなくなっている。おそらくそれは五パーセントにしかすぎないだろう。<sup>(6)</sup>こうしてバリーは、個人投資がごくわずかになって個人による会社支配が以前にもまして不可能になったことを強調するのである。この主張こそ新しい会社支配の形態をとなえる直接の論拠となるものである。

ところで、ここにいわれる資本という概念は、バリーの場合きわめて独自の内容において考えられていること

を注意しなければならない。「うたがいもなく、所有者が配当の形で会社から利潤を引き出そうとして、その企業の健全な発展のために新しい資本を利用し、それを必要とするのであろう。しかしまさに、真の必要性は所有にあるのではなくて企業それ自体、あるいは企業が奉仕する社会にあるのだ。」<sup>(7)</sup>例えば、A T & Tが新しい資本投下を必要とするのは、より大きな利潤をえたいという株主（＝所有者）の欲望からではなく「それはより多くの電話が工場の通信増加とともに必要になるという事実、社会がより多くの通信を必要としており、その結果多くの資本が通信施設に投下されねばならないという事実から主としてきているのだ。」<sup>(8)</sup>そこで資本は結局こうした社会の必要をみたくべき会社、さらにはその会社の経営者に帰属し、それによって動かされる。資本は主として会社の内部で形成され、会社の経営者によって管理され、費消されるのだ。また、このような機能を行なうものが経営者にほかならない。<sup>(9)</sup>バーリのいう資本とは、このようなものとして産業に投ぜられた「個々人の貯蓄の果実」(fruit of individual savings)である。まさにここにバーリの基本的立場が明示されており「資本がそこにある。したがって資本主義もある。衰えつつある要素は資本家である。資本家はどのようなわけか、舞台からおおかた消えてしまった。」<sup>(10)</sup>という「Twentieth」における主張がここで裏付けられているわけである。

それではこのような見解は先にふれられた機関株主への株式所有の集中とどのように関連するのであろうか。株式所有の分散ではなくて集中からバーリはどのようにして右の主張を導き出すのであろうか。このことは基本的な問題である。

たしかにこれら諸制度に株式が集中してきたため、これら諸制度の手に会社の支配が掌握されるようになったと一応は考えられている。バーリはこのことを認めた上で論をすすめている。株式所有による支配が一応考えら

れるものの、しかしこれらの株式所有からの究極の産物は、保険会社や年金信託の何千万人も受益者ないしは policyholders に文字通り分割されている。いかえれば財産は究極的意味では分散している。そして力の要素 (power element) だけは財産から分離して少数の手に集中している。これは新しい社会経済構造の変化である。その効果は本質的に政治的である。<sup>(11)</sup> パーリーはこのようにいうのである。つまり、最大の産業会社一〇〇社を数百年の大年金信託、相互基金の経営者 (managers) が支配し、実際にこれらの大株主が大会社の取締役の選任等を行っている。<sup>(12)</sup> しかしその年金信託、相互基金の経営者は、これら諸制度の受益者の意向をうけているので個人的利害の立場からの支配はできないというわけである。

かくて、以前には株式所有の分散が経営者支配の論拠として強調されていたのが、ここでは株式所有がこれらの機関株主に再び集中し、それらによる会社の支配が新しい事実として説かれていたのである。しかもこの事実から経営者支配の否定と所有者支配の復活とが結論される（われわれはそう考えざるをえないのだが）のではなくて、逆に経営者支配のいわばより高度な段階というように考えられる。これこそ現在の株式所有の状況における特徴と、それを背景とする新しい株式会社支配論の核心を示すものにはかならない。そこでこれをさらに立ち入ってみなければならぬ。

(1) Berle: Power without Property, p. 27.

(2) Ibid. p. 27.

(3) Ibid. p. 32.

“Modern” においては、資本の問題が、企業内の資本所有という観点からだけ検討されたのに対して、ここでは広く社会的な資本形成としてこれがとらえられている。この点パーリーの視野の変化・発展を示すものと考えることができる。

- (4) *ibid.* pp. 32~35.
- (5) *ibid.* p. 38.
- (6) *ibid.* p. 45.
- (7) *ibid.* p. 45.
- (8) *ibid.* pp. 45~46.
- (9) *ibid.* p. 52.
- (10) Berle; *The Twentieth Century Capitalist Revolution* p. 27.
- (11) Berle; *Power without Property*, pp. 53~54.
- (12) *ibid.* pp. 53~54.

### 3、現代における会社支配の形態

「このような資本蓄積の現在の状態は、個人と生産企業との力関係の変化をすでもたらしている。その状態が続くことはこの変化がさらに深まることを意味する<sup>(1)</sup>」機関株主への株式所有の集中は、バリーによれば、株式所有を基礎としての個人による企業支配がますます不可能になってゆくことを意味する(これをバリーは「個人の経済指導からの遊離」= *divorce of individuals from economic initiative* とよんでいる)。

二十世紀最初の大変化は、産業の集中による所有と経営の分離をともなった会社制度 (*corporate system*) の形成である(これは“*Modern*”の主要内容であった)。これが三十年の間に自主的な会社経営をもたらししたが、この最初の大変化のあとをうけておこりつつある現代の変化は、信用機関への任意的あるいは強制的な貯蓄の集中である。これにより所有者(ここで所有者とは個人株主だけをさしている)はその最後の究極的な力、つまり経営者の選任から完全に分離される。そしてその力は、年金信託の受託者、相互基金の管理者、保険会社の経営

者等の手にだんだんと移ってゆく。<sup>(2)</sup> こうして個人による会社支配が完全に不可能になったとバリーはいうのである。このように“Modern”でとりあげられた経営者支配よりはさらに一步すすんだ（個人所有による支配が一層不可能になったという意味で）会社支配の形態としてこの機関株主による支配がとらえられるわけである。

ところでここで問題になるのは、バリーがこれらの信用諸機関（Fiduciary institutions）への株式集中による支配が“Modern”でいわれているような意味での資本所有にもとづく支配とは全く異なると考えている点である。その理由のひとつが「これら普通株の機関株主は、彼らが蓄積した株式の議決権を行使しないし、また行使することを欲しないという十分な証拠がある」ということである。そしてその証拠とは、彼らはともに提携して行動することはない、委任状闘争にも加わらない、といったことなどであるが、<sup>(3)</sup> こうしたことが無条件で前提されることによって論がすすめられるのである（これについては後述）。しかしさらにまたもう一つの一層重要な理由を見のがすことはできない。それはこれら信用諸機関がいわば公共的なものであるからということである。これもまた所論展開の前提なのだが、その論旨は次のようである。

これら諸制度は、なるほど取締役選任の力を持ち、また実際にそれを使用している。しかしこれら諸制度が株式保有によってうける利益はこれら諸制度自体のものではない。それは当然に何百万もの年金信託受益者、相互基金の加入者、policyholders にすべて配分されねばならない。<sup>(4)</sup> だからこれら諸制度の経営者が会社支配を行なおうとする際、これら多数の受益者等を無視することはできず、結局これら受益者にこそ会社経営の諸権限が実質的に存するのだとバリーは考えているのである。つまり、この論をより敷衍すれば、信用諸機関による支配というのは、実質的にはこれら受益者による支配にはかならず、その受益者がきわめて広汎に多数存在しているこ

とから、株式所有の分散による経営者支配の場合よりも会社の公共的性格はよりいちじるしくなった、換言すれば機関株主への株式所有の集中こそ、社会的所有の新しい形態だというわけである。これこそバーリーの主張の核心にはかならない。これに関する批判は後に行なうが、産業会社とこれら金融機関の結びつきが緊密であるという現実——金融資本の支配という現実の、これはバーリー一流の解釈だともいえるであろうか。

さて、株式会社成立以後現在までの会社支配の形態は、右の信用諸機関による支配を最高の段階として四つの段階がバーリーによって考えられている。なおここで支配 (control) とは単に「取締役会をつくりあげたり、解体したりすることのできる能力である」<sup>(5)</sup>とのみ規定されていること、「Modern」におけると同様である。

I、株主支配 (stockholder control)。これは、「Modern」における「完全所有による支配」、「多数支配」、「少数支配」の三形態を総称したものと考えられ、要するに何らかの形で支配が直接に所有を基礎にしているものを指す。この支配形態は大企業では長期間存続しうるものでなく、若干の例外はあっても大企業の一般的な支配形態とはなっていない。<sup>(6)</sup>そしてその例外とは、フォード自動車、デュボン化学、クリスチャニア証券、アルコア (Aluminum Company of America メロンによる支配)、グレート・アトランティック・アンド・パシフィック茶会社 (ハートフォードによる支配) 等である。これらはバーリーによって全くの「例外」として簡単にしりぞけられているが、しかしわれわれはそれぞれの産業で支配的地位をほこっている独占企業が「例外」として名をつらねている事実こそ重要視すべきである。なぜならこれこそ会社支配の本質がそのままあらわされたものであって、経営者支配とされているものすら本質は大株主 (機能株主) の支配にはかならないからである。

II、実効支配 (working control)。これは時代的には株主支配の次の段階にあらわれ、経営者支配へと至る過

渡的形態で、株主と経営者との結合による支配である。ここでは株式所有の分散がある程度すんだため、株主は独力では会社を支配できなくなり、「経営者との一種の政治的関係を保持しなければならぬ」ことになる。<sup>(7)</sup>この支配形態は、「およそ一九一四年から二八年にかけてのアメリカ産業の典型的な状態」であつたが、現在では完全にはなくなつていないにしても減少しつつある。

Ⅲ、経営者支配（management control）。いうまでもなく“Modern”での中心内容をなすものですでに明らかにされているところである。歴史的には実効支配に次ぐ支配形態であつて、株式所有の高度な分散により所有にもとづく支配が不可能になつた（所有と経営の分離）結果もたらされたものである。「経営者との緊密な結合関係を保持したり、あるいはこれに挑戦しうるほどの集中的な大所有がない」<sup>(9)</sup>、したがつて経営者独自の立場による支配がこれである。これは“Modern”では「会社革命」の実体として把握され、現在はこれの「連続的な革命」の過程として示されているものである。

Ⅳ、信用諸機関による支配。経営者支配の次にくるのが先に述べられたような現在の状態である。きわめて高度なまでに分散して経営者支配をもたらした株式所有は、ここでは逆に再び集中するという傾向を呈している。ただそれが以前のような個人への集中ではなく、信用諸機関への集中であることが特徴である。こうして支配力はますます集中しているが、それによる利益はますます増加しつつあるこれら諸機関からの受益者にますます大規模に分配され、その結果個人による会社支配は完全に不可能になると同時に、会社の公共的性格は経営者支配におけるよりも一層明白なものになつたといふのである。

ところでバーリのいうこの四つの会社支配形態の発展段階をまとめて表示すれば次のようになるであろう。

支配形態	時代	株式所有					
1. 株式支配	株式会社の成立以後 1914年頃まで	完全集中 高度集中					
<table border="1"> <tr> <td>I</td> <td>完全所有による支配</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>多数支配</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>少数支配</td> </tr> </table>		I	完全所有による支配	II	多数支配	III	少数支配
I	完全所有による支配						
II	多数支配						
III	少数支配						
2. 結合支配	1914~28	分散 高度分散					
3. 経営者支配	1928~	分散 高度分散					
4. 信用諸機関による支配	現代	再集中					

なお、このような現在の会社支配の形態のもとでは、財産 (property) の概念はその意味を全く一変してしまっている。以前においては、財産といえば個人と有形・無形の物との関係と一般には考えられていたのが、個人の支配が全くなつたいまでは、私有財産という観念はなくなつて、財産とは「ある人と他の人との関係<sup>(10)</sup>」ということに変化してしまつた。とバーリはいうのである。本書の書名“Power without Property” (財産なき権力) の意味はまさにここにある。つまり現在では支配——権力と、財産——所有とは結びつかなくなつた、財産・所有が支配力を掌握する基礎ではなくなつたというのである。

- (1) Berle; Power without Property, p. 59.
- (2) ibid. p. 59.
- (3) ibid. p. 55.
- (4) ibid. p. 60, p. 64.
- (5) ibid. p. 70.
- (6) ibid. pp. 70~71.
- (7) ibid. p. 72.

- (8) *ibid.* p. 72.
- (9) *ibid.* p. 73.
- (10) *ibid.* p. 64.

4、現代の会社と経営者、現代資本主義

さて、会社がこのような支配形態をとるようになると、その結果としてその公共的性格がいちじるしくなり、さらにそれによって資本主義がその性格を完全に変じたとバリーは主張している。

「産業集中とともに経済力が発展すれば、同時にその力に対する制限もあらわれる。」<sup>(1)</sup> 産業集中＝企業規模の拡大がすすみ、それによって会社支配の形態が現在のようになってくると、ますます経済力の自由な行使ができなくなるというのである。そしてその経済力の行使を制限するものとして、

1、競争を含む集団主義 (Pluralism including competition)

2、利潤の必要性 (The needs for profits)

これは企業の存続・発展のための利潤の必要性を指し、制度論的思考に根ざした主張である。ただこれを経済力の制限要因としてあげられているところはここでの特徴である。

3、公衆の意向——会社の良心 (The “Public Consensus” —— “Corporate Conscience”)

4、政府の干渉 (Political intervention)

の四つがあげられているが、このうち特に強調されるのが第三の「公共の意向」ということである。

「経済力の集中は……、直ちに適法性 (legitimacy) の問題をもたらす」<sup>(2)</sup> 「適法性は力の正当な所有であり、力の適法な行使とはその正当な行使である」<sup>(3)</sup>。そして公共の意向こそこの真の「適法性」の判定者にほかならず<sup>(4)</sup>、

したがって会社の取締役たちは「明文化されず、また具体化されてもいないが、しかしきわめて現実的な公共の意向によって定められた規準」に根本的に注意をはらわなければ会社の経営ができない<sup>(5)</sup>というのである。これをいしかえれば、会社は何よりも先ず公共の利益をこそはからねばならない<sup>(6)</sup>ということであり、先の「利潤の必要性」ということもこの点と関連して主張されるわけで、先に拙稿（「経営学における制度論的思考」―前出）でその本質を明らかにした制度論的企業観がはつきりとあらわれているのが知られるのである。しかもそれが以前よりも一層明確化したことは、「Modern」では会社の「準公共的」(quasi-public)性格が説かれたのに対してここでは「準」ではない真正の「公共的」性格が主張されていることによって知ることができる。

ところで、このようにとらえられた会社がまさにバーリのいうところの「革命」の中心におかれるものであることはすでに明らかだが、この会社によって「アメリカ合衆国は、一部は政治行動を通じて、一部はわれわれがここで考えている体制の進化を通じて、その独特の習慣によって平和的に、その変革を達成した<sup>(7)</sup>」ことが強調されるのである。この平和的に達成した変革によって生れたものこそバーリの理解する現代アメリカ資本主義の姿――いわゆる人民資本主義なるものにはかならない。かくてバーリは結論として次の言葉を非常な自信を以て明言する。

「明らかかなことは、直接間接に賃労働者または消費者として以外にも会社過程からの成果をうけることのできるアメリカ人大衆は確実に増加しているということである。」「これらの間接的利益が増加すれば、個人としての直接間接の株主は、大産業ピラミッドの組織と指導における要素たることをやめる。彼らのもつこのような影響は政治的に、国家を通じて作用する。これが現在の人民資本主義の現実なのである。」「<sup>(8)</sup>

以上を要するに、信用諸制度への株式の集中——これら諸制度による会社支配——これら諸制度の受益者の利益の増大、会社支配のそれとの結合——個人の会社支配よりの後退——会社の公共的性格——社会経済構造の变化（＝革命）——その政治への反映、これが人民資本主義の現実なのだというのがバーリの新しい理論だといふことができよう。かくてバーリによって現代アメリカ資本主義がいちじるしくバラ色に描かれるのである。

- (1) Berle; Power without Property, p. 86.
- (2) *ibid.* p. 98.
- (3) *ibid.* p. 99.
- (4) *ibid.* p. 110.
- (5) *ibid.* pp. 109～110.
- (6) 現代のアメリカ社会を「革命」の過程として考えるバーリは、その「革命」に処すべき態度を「経営者」「学者」「自由人」「一般大衆」に対してそれぞれよびかけている（ここにバーリの分析の態度の一特質がある）が、それは要するにビッグ・ビジネスが現代社会で重要な公共的役割をもっていることを深く認識して行動すべきことを強調したものである。その場合ビッグ・ビジネスは敵である、人民の利益に反するというようなビッグネスそのものに反対する態度は、バーリの最も強くしりぞけるところである。
- (7) *ibid.* p. 86. (傍点、引用者)
- (8) *ibid.* pp. 166～167.

### 三、若干の批判と検討

#### 1、経営者支配論の吟味

“Modern” 以来のバーリの一連の理論展開過程における頂点をなす以上のような株式会社支配論の新しい傾

向は、それが一応の現実性をもっているだけに現代資本主義の基礎理論としても重要な意義をもっている。そこでこれについて以下改めて全体としての批判を試み、株式会社支配の問題についての正しい理解の立場を明らかにしておかねばならない。

先ず、このバーリの新しい見解が、“Modern”における経営者支配論の現代の基盤での展開であるのだから、その経営者支配論についての基本的批判を示しておくことが必要である。

経済力の集中（企業規模の拡大）——株式所有の分散——出資者支配の後退——経営者支配の成立という論法で会社の「準公共的」性格を説くこの経営者支配論は次のような種々の問題点を含んでいる。

a、株式所有の分散は明白な事実であつてこれはバーリ、ミンズのいうとおりである。しかしこのことから直ちに出資者支配の後退——経営者支配を結論することはできない。

b、われわれは株式所有の分散によつて出資者支配の後退ではなく、株主相互間のいわば階層分化、つまり機能株主と無機能株主との分化が生ずることを先ずはつきりと認識しなければならない。バーリ、ミンズはこれを無視して株主一般としてとらえているが、ここに根本の問題がある。

c、資本の集中、集積がすすんで企業規模が拡大するにしたがつて株式数（資本金額）が増加してくると、株主の範囲は拡大してその数はいちじるしく増大し、大株主の持株の相対的比率がますます減少してくることはバーリ、ミンズのいうとおりである。しかしそのことが大株主の会社支配からの後退を意味すると考えるのは大きな飛躍である。われわれはこの事実の反面でこれら大株主の保有する株式の絶対数が絶えず増大していることを重視すべきである。

d、主観的にも会社支配を意図しているこれら大株主の持株は、相対的には小さく、パーリ、ミンズのように一パーセント以下の場合もあることをわれわれは否定するものではない。しかしその反面で、持株の絶対数が絶えず増加することによって、株式所有の分散がすすむほど、相対的にますます小さな持株によって会社支配が可能になってくることを見逃してはならない。岡村教授のいわれるように「問題はこのような出資の相対的比率にあるのではなくむしろ出資の絶対額にある。絶対額において巨大である出資が存在するかがり、経営に対する資本的支配は決して排除されないのである。」<sup>(2)</sup> こうして大株主は、依然としてしかも以前よりも強力な会社支配の位置にとどまるところの機能株主として存在する。

e、これらひとにぎりの大株主に対して、ますますその数を増大する群小株主は、主観的にも客観的にも会社支配から後退する。この小株主においてのみいわゆる「所有と経営の分離」はたしかに存在する。絶対的にも相対的にもきわめて少数の株式しかもたない多数の株主は、会社支配の意図も、また可能性も最初からなく、ただ投機あるいは配当をうけるためにだけ株式を保有し、株式に付与された、一株一票の議決権は白紙委任状によって機能株主に実質上ゆずりわたし、自らの手には配当請求権だけを保持するところの無機能株主である。この無機能株主の数が増大すればするほど大株主は相対的にますます小さな持株によって支配が可能になるのである。<sup>(3)</sup>

f、こうしてパーリ、ミンズのいうところに反して出資者支配は機能株主によって依然として厳存している。このことは株式を全く保有していない経営者によって会社の具体的活動が遂行されるようになって同じである。その経営者の任免が株主総会における株主の議決権行使によって行なわれるかぎり、機能株主にとって好ましい、またその意向に沿いうるものが経営者として選出されるであろうからである。また、経営者は専門的知識を有

するものとされているが、その専門的知識を生かすことができるのは、すなわち経営者が経営者としてその地位を保つことができるのは、現代独占企業（株式会社は独占の企業形態である）の利潤の最大限の追求という目的を十分に果すことによつてのみ可能であるからである。つまり経営者とは、独占企業における機能株主（資本家）の機能代行人にほかならない。「資本家は産業的指揮者であるが故に資本家であるのではなく、彼が資本家であるが故に産業的司令官となるのである。」とのマルクスの言葉は、この経営者の機能についてもそのまゝあてはまる。つまり経営者は資本家としてふるまわなければその地位が保障されないのであつて、このことは「X氏とかY女史というように特定のどの人が支配するかということ」にかかわりなく、「冷敏な支配人がお人好しの当主の地位を篡奪して支配権を握るに至つても、彼が資本家として振舞うかぎり問題の性質は毫も変わらない」のである。

g、株式所有だけでなく、それと密接に結びついて、金融機関の融資等によつても実質的な会社支配が現実におこることもバリー、ミーンズによつて無視されている。銀行と産業との結びつきによる金融資本の支配の事情も考慮されていない。金融機関による株式の保有の状況、また両者による株式の相互保有の事情等、要するに金融機関そのものを全く分析の対象に入れていないことは大きな問題である。<sup>(7)</sup>

h、以上によつて株式所有の分散——出資者支配の後退——経営者支配の成立というバリー、ミーンズの考え方が成り立ちがたいとすれば、当然にまたそのいうところの会社の「準公共的」性格も、ましてや資本主義の性格変化も導き出すことはできないことになる。たしかに企業の大規模化によつてその社会的性格はそれ自体としては一層増大しつつあることは認めなければならぬとしても、それだけを一方的に強調することは根本的に誤

りである。この社会的性格の増大の反面、しかも主要な側面としての資本の私的性格の増大もまたいぢるしいことを事実として認識することが必要である。この相反する両面が顕著にあらわれているという事実こそ、全体として「生産の社会性と占有の私的性質」という資本主義の基本的矛盾が激化したことの具体的表現とみなければならぬのである。

(1) 例えば、バリー、ミーンズ自身によって明らかにされているように、A T & Tの最大株主の持株は会社総株式数の〇・六パーセント、U・S・ステイールのそれは〇・七四パーセントにすぎず (Berle, Means: Modern Corporation and Private Property p. 108 p. 109)。またメンシルヴァニア鉄道の場合にいたってはわずか〇・三四パーセントにすぎない (ibid. p. 85, p. 107)。これは否定しうべくもない明白な事実なのである。

(2) 岡村正人「株式会社金融の研究」(昭和三十年版) 三六〇頁

例えばA T & Tの最大株主の持株比率は〇・六パーセントで、上位二〇株主のそれは四・〇パーセントである。また株主総数は四六九、八〇一人である (Berle, Means: op. cit. p. 108)。したがって四六九、七八一人の株主が九六パーセントの株式を保有していることになる。そこでこれによって二一番目以下の株主の平均持株比率は、約〇・〇〇〇二パーセントとなる。小株主は全体として(つまり九六パーセントとして)大株主に対抗しうるのではなく、個々のに、〇・〇〇〇二パーセントとしてこれにあたるのである。したがって〇・六パーセントといえども絶対数としては大きいのである、巨大な力をもつものといわねばならない。

(3) これは岡村教授が「支配資本の節約度の強化」といわれていることにほかならない (岡村、前掲書、三五八頁)。

(4) マルクス「資本論」長谷部文雄訳第一部下冊五五七頁。

(5) この点についてC・W・ミルズの次の言葉はきわめて適切だといわねばならない。

「最高地位に昇進する人は、その『専門』が企業目的―すなわち利潤の最大限の増大―に一致する視野の広い人間である。この目的を實現していると判断されれば、企業の世界で昇進するのである」(C. W. Mills, "Power Elite" 鶴飼・綿貫訳「パワー・エリート」上、二二五頁)

なお、この文献はアメリカ社会の支配層(経営者もそのひとつの構成要素とされている)の具体的分析を行ったものとし

てわれわれにとり非常に貴重なものである。

(6) 伊藤淳巳「株式会社における資本支配」経営研究、第一号二七頁。

(7) この点については上林教授によって決定的とも思われる詳細な批判がなされている(上林貞次郎「現代企業における資本・経営・技術」)なお、次節註(3)参照。

## 2、論理構造自体の問題

先ず気づかれるのは、以前には株式所有の分散——経営者支配から会社の「準公共的」性格を説いたバーリが、ここでは機関株主への株式所有の集中とそれによる会社支配ということからやはり同じ会社の公共的性格を結論していることである。つまりバーリは、株式所有の分散と集中という全く相反した二つの事実から会社の公共的性格という同じ結論をひき出しているわけである。

少数者の手に株式所有が集中している場合には、その持株による会社支配が容易であり、そこに出資者自らの利益のための所有者支配が形成される。ところが株式所有の分散がすすんで会社支配が可能なほどの比率の持株がどの株主の手にも保有されなくなると、会社支配は株主——所有者の手をはなれて経営者の手にうつり、それと同時に会社は「準公共的会社」(quasi-public corporation)になるといのがバーリ、ミーンズによる経営者支配論の考え方であった。この所論自体前節で示したような種々の問題点があるが、ここでは株式所有の集中——所有者支配——会社の私的性格、株式所有の分散——経営者支配——会社の公共的性格という考え方が一応はつきりと対置されて示されていた。このような考え方を一貫させるとすれば、この書でいう機関株主への「株式所有の集中」からは当然所有者支配——会社の私的性格が結論されねばならない。にもかかわらずバーリは、これをいわゆる所有者支配ではないとするだけでなく、かえって会社の公共性は経営者支配の段階よりも一層強くな

ったというのである。“Modern”で出された考え方を貫ぬくかぎり、論理の首尾一貫性からもこのことの理由について十分な説明がなければならぬ。ところがここでは、その点必らずしも明白であるとはいえないようである。ただこのような結論が出されるについて次の三つの事項がさして深い説明もなく前提されているだけである。

1、株式所有を集中している保険会社、年金信託等の諸機関が公共の利益のために、また公共に支えられて存在していること。

2、したがってこれら機関株主による株式所有は、個人所有とは全く異なる社会的所有であること。

3、これらの機関株主は議決権を行使しないということ。

以下これら三つの前提についてそれぞれ検討してゆこう。

第一の点について、バリーはこれら諸機関が株式保有によつてうる果実はその受益者の手に帰属するという。

バリーにとつてはこのことは当然のこととして考えられているのである。バリーのこの見解の論拠となつてゐるのは、バリー自身明言しているわけではないが、これらの諸機関が公衆の醸出した資金によつて存立しているということである。例えば保険会社は相互会社という特殊の会社形態をとり、まさしく大衆資金の集中によつて存立している。年金信託とも同じことであるが、このことから保険会社なり、年金基金なりが公衆の利益（公衆自身の資金で保険金の支払い、年金の支給などということを行なうという意味で）においてのみ運営されてゐるとの考えが出てくるわけである。そこで、このような「公共的」機関に会社の株式が集中するとすると、そのことは公衆による株式所有と同じであつてその会社も同じく公共的性格をいちじるしく増大させるというのがバ

ーリの論法だということが出来る。しかしながらこのような考え方自体次節でみるように現実にも反するし、論理的にも飛躍があるというべきであろう。たしかに現象的、形式的には一応そのとおりであるかもしれない（そのことは保険あるいは年金という機能自体がそうした社会的性格を色濃くもっているということにはほかならぬ）が、実質はそうではない。保険会社こそ保険料という形で大衆資金をかき集め、それによつて保険金その他必要な経費を支払い、自らはそのことを通じて利潤をかせぐという大規模な機構である。つまり保険という社会的機能を大衆資金を媒介として行なうことによつて利潤をうるところの大規模な私利利潤追求の機構である。さらにまたそれだけではなく、現在ではその集中した莫大な大衆資金を産業に投資することを通じて大きな利益をえていることは次節で述べるとおりである。年金信託もまた基本的には同様なものといふことができる。保険会社がこのようなものであり、また年々莫大な利潤が計上されているという事実の存するかぎり、株式所有による果実が公衆に帰属する（具体的にいえばそれを例えば保険金、年金の支払いにあてる）のではなくて、これら諸機関自体（換言すればその実質的な支配者）の手に入り、会社支配の基礎とされると考えざるをえないのである。V・パローは「『相互会社』<sup>(1)</sup>というは名目的には保険加入者の共同財産である。実際には、会社の法律顧問たちの企図した法律は、加入者が発言権をもつことをほとんど不可能にしている」といつているが、相互会社という会社形態のもとでは、株式会社における群小株主に形式的にせよ与えられている一株一票の議決権を通じての発言力さえも保険加入者には全くないのである。このことからわれわれはパローの見解を肯定することはできない。また、特にアメリカ人口の五分の四が生命保険の加入者であるという事実のもとでは保険料収入は莫大なものとなり、それ以外の例えば投資収入にまでくいこまなければ保険金等の支払いはできないといふことは

事実としてありえないであろう。次節で述べるような保険会社の莫大な利潤は以上のことの何より明らかかな証拠となるであろう。

次に第二の点であるが、パリーによれば個人による大口持株は私的所有であり所有者支配となり、機関による大口持株は社会的所有だといふのである。機関は個人とちがつて自己の利益のために会社支配をめざさないといふわけだが、これには先の保険会社等が公共的機関であるといふ考え方が前提されていることはいうまでもない。ところがこの前提自体すでに成立しがたいことが明示されたのだからこの考え方もまたくずれ去ることになるだろう。したがって信用諸機関による株式所有といつても、事實はこれらの機関（これはすでに明らかかなように公共的なものではなく、ひとつの私的利潤追求機構である）を実際に動かしているもの、これらを代表し、実質的に支配するもの（後述のようにそれは金融資本である）による株式保有にはかならないのであつて個人所有と本質的な差異は全くないといふべきである。institution—機関あるいは制度といふそれ自体抽象的な概念こそ深く検討を要するものであろう。

それでは第三の、機関株主は株式所有による議決権を行使しないという前提はどうであらうか。もしもいわれるとおり大口株主である機関株主が議決権を行使しないとすれば、一株一票の議決権の制度そのものが全く無意味なものになつてしまふのではないだろうか。それは次のような事情による。

すでに明らかかなように、相対的にも絶対的にもわずかの持株しかもたない無機能株主は、最初から議決権を直接に行使する意図も可能性もなく、委任状機構を通じてそれを機能株主に実質上ゆずりわたす。このことこそ機能株主に相対的に小さな持株による支配を可能ならしめる基礎なのだが、いまここで絶対的にも相対的にも多数

の株式を集中している機関株主が議決権を行使しないとすれば、結局事実上議決権を行使する株主はいないことになり、したがってまた現在すでに形式的なものにすぎなくなっているにせよ株式会社の重要な意志決定機関である株主総会自体がその機能を停止することになるのではないか。そのこと自体事実としてありえないことだが、機関株主が議決権を行使しないということを敷衍してゆけばこうならざるをえないのである。またバーリは、機関株主による支配をとなえる場合、その支配の意味を「取締役任免の力」と規定しているが、この取締役の任命と解任はまさしく株主総会の主要な権限のひとつであつて、その株主総会での議決権の行使によつてはじめてそれは可能となるのである。したがつてここにいわれている支配（取締役の任免）と議決権を行使しないということとは明らかに矛盾する。この矛盾がバーリによつて説明されねばならないのに、そのこともなくしてただそのまま提起されるにすぎないのである。

なおバーリは、機関株主が議決権を行使しないことのあらわれとして、機関株主が委任状争奪戦に参加しないことと、相互に協調した行動をしないことをあげている。この二つのうち、後者の点については、次節でこれが金融資本の支配であるという事実によつてその意味を知ることができるので、ここでは前者の点だけについてみることにする。

機関株主が委任状争奪戦に参加しないということが事実かどうかについては具体的な検討を要するところだが、しかしもしこれが事実だとしてもそのことから直ちに議決権を行使しないという結論は出てこないということを注意すべきである。議決権を行使しないのならば委任状争奪戦に参加しないのは当然のことだが、その逆のことは必ずしもいえないこともある。それは委任状の争奪が大株主と機関株主にとつてそれほど重要なものではない

場合、すなわち少数株主への株式所有の集中がかなり高度な場合である。つまり委任状を集める必要のないほど特定株主の株式保有高が大きい場合である。パーリ自身も示し、また次節にも具体的に述べるような、機関株主の非常に高率の株式保有高からいって、現状がまさしくこれにあたるのではないかと考えることができる。そうだとすれば、次節に述べる金融資本の支配という状態をもとにして、機能株主の思うままの議決権行使が非常に容易になってくるのである。こうして機関株主は議決権を行使しないとパーリの見解は、かかる事情のもとで議決権の行使（つまり株主総会自体）が以前よりもより一層形式的なものになったという事実を指示しているものと考えざるをえないのである。そのこと自体機能株主の力がきわめて強くなったということを意味するものだが、かく強力な機能株主といえどもその支配にとり、株主総会の形式をふむこと自体が非常に重要なものであることを知らねばならない。

さて以上によってパーリの新しい株式会社支配論の論拠をなしている三つの前提が何れにもわかには認め難いことが明らかになった。前提が成り立ち難いとすればその主張も当然にくずれてくるわけであるが、ここにパーリの論理構造における最大の問題点が存するのである。

ところで、このほかにもなお若干の問題とすべき点があり、もし右の三つの前提が認められたとしてもなおパーリの考え方には疑問が残るのである。

そのひとつは、パーリが支配の概念を「取締役任免の力」と規定していることに関連する。問題はこの概念規定自体にもあるわけだが、それ以上に「取締役の任免」が他の要因から全くきりはなされてそれ自体として考えられている点である。取締役任免の力を大口株主がもつということ自体、会社の最高の意志決定機関としての取

締役会を大口株主保有者としての自らのために実質的に左右しようということ、つまり会社を事実上動かす力を意味するにもかかわらず、バーリはその点が必ずしも考えられず、取締役任免ということの意味・内容が明確である。しかしもしも取締役の任免だけを行なつてそれ以上のことは何も行われたいとされ、さらにまた多数株式の保有が配当請求権だけを保持して単に配当をうけるだけ、あるいは単に投機だけのためになされるのだとされたりするのならば、これまた大きな誤りである。「取締役任免の力」を認める以上取締役会への決定的な発言力る認めねばならないことは今述べたが、これら諸機関が公共的なものではないこと（前述）とあわせて、それは名実ともに所有者支配を意味するのである。絶対的にも相対的にも大きな持株の集中が事実として認められているのだからなおさらのことである。

もうひとつの問題は、支配が株式所有の面だけから考えられていることである。先に経営者支配論の批判点のひとつとして金融機関が分析の対象から全く除外されたことをあげたが、これと同じことがこの場合にもいえるのである。すでに示したように、バーリ自身一九四七—五七年の十年間のアメリカの会社における資本形成のうち自己金融が五分の三、銀行信用の増大によるものと株式市場からのものが各五分の一という内訳をあげながら、株式市場よりの資本形成と同じ額の銀行からもたらされた資本形成（それがとるにたらない少額にしかすぎないのならともかく）については何らふれられてはいない。特に株式所有を集中している保険会社等がまた他面で産業会社への融資等を行っている事実（後述）については全く考慮されていない。当然このことが株式所有と有機的に関連して会社支配のあり方を規定するにもかかわらず何ら考えられないのである。したがつてこの点だけからいっても、バーリのその他の見解がすべて認められえたとしてもなおそれは不十分なものでしかないとい

わざるをえないわけである。

以上によって論理構造の上からいってもバーリの新しい株式会社支配の理論には数多くの疑問があることが明らかになった。そこでこの点をなお一層具体的に知るために、次にこれを現実に即して検討することにしよう。

(1) V. Perlo: The Empire of High Finance 浅尾孝訳「最高の金融帝国」一九七頁。

(2) 株主総会の権限はアメリカの場合、それぞれの州法および会社の定款で定められているが、その何れにも共通した主要な事項は次の如くである。1、印章の採択、2、取締役の任免、3、株式発行の承認、4、設立認可書の変更（州の同意を必要とする）5、定款の決定および変更、6、会社の全資産の買却または質入、7、会社の解散。（国弘員人「株式会社論」一三〇頁）

これによって取締役の任免はどのような場合にも株主総会の重要な権限であることが明らかである。

(3) もし、株式所有の面だけに問題を限ったにしても、株式発行の際に金融機関の果す大きな役割を無視することはできない。社債の引受についてもそうであるが、株式所有が広汎に分散すればするほど株式発行の引受において金融機関の果す役割は一層重要性を増し（特に現在ではこの面での投資信託の機能は大きい）、それによって独占企業と金融機関との結びつきはいちじるしく濃くなる。また「企業の支配者としての巨大株主がその多額の株式払込金を、金融機関からの融資に依存することがある」（岡村正人「株式会社金融の研究」三六五頁）という事実によっても両者の結びつきは緊密化される。このようなことが金融機関の独占企業に対する融資等と有機的に関連しあつて、「金融資本による支配は証券金融と貸付金融の両面において展開される」（岡村、前掲書、三六五頁）ことになるのである。このような事情はバーリにおいては全く考慮されていない。

### 3、現実的背景——現代株式会社支配の実態——

こうしてバーリの所論には種々問題とすべき点が多いのだが、そうはいつてもそれなりに一応の現実性をもっていることに注意しなければならない。この点を認めることこそわれわれのバーリに対する批判の基礎とならね

ばならない。そうでなければ批判は全くの超越的批判となるであろうからである。それではその現実性とはどのようなものであろうか。

先ず指摘しなければならないのは、バリーのいつている保険会社、年金基金等への株式の集中が否定しうべくもない厳然たる事実だということである。一九五五年、アメリカの株式市場が異常な株高によって「一九二九年のくりかえしの前奏曲になるのではないか」、つまり一九二九年のような大きな株式市場恐慌の前ぶれではないかとの声も一部にきかれるほどの深刻な問題をおこしたことがあった。これほどの注目をひいた株高のひとつの原因が「年金基金、保険会社など法人筋が抱えこんではなさないための花形株の品薄」にあつたとされているが、この事実などこれら法人株主への株式の集中が如何にいちじるしく、また急激なものであつたかを明らかに示しているものといえる。このような状態が現在なお続いていくことはいうまでもないが、こうした事態に直面してバリーは、以前の経営者支配論に再検討を加えざるをえなくなつたといふことができるであろう。それではこの機関株主への株式の集中はどの程度のものであろうか。

先に示したように、バリー自身は一九四七年——五七年の十年間の資本形成額の二〇パーセントを占める株式投資のなかで、機関株主による株式投資が同じく全資本形成額中の一〇——一五パーセントを占めるとしている。これによれば株式投資額中の五〇——七五パーセントが機関株主に集中していることになるわけである。また別の資料によると、一九五四年にこれら保険会社等を含む金融機関の株式保有は八八〇億ドルにのぼり、既発行総額二、六八〇億ドルの三三パーセントを占めている。また同年中の株式純購入額の七七パーセントがこれら金融機関の手に集中されていることも明らかにされている。<sup>(2)</sup>このことは最近においてこれら金融機関による株式保有

がいちじるしい増大を示したことをはっきりとあらわしている。このような巨額の株式投資は、パーリがこの書をあらわした現在、なお一層上昇していることは容易に考えられる。

ところでこのようにいちじるしい株式投資の金融機関への集中はどのような背景のもとでなされたのだろうか。これこそ最も重要な問題である。これを明らかにすることによってパーリの主張を事実をもって批判することができるからである。

それには先ず何よりも、資本の集中運動が一九五〇年以降もとどまることなく進展している事実をあげねばならない。この集中の進展はアメリカ経済の軍事化の基調の中でのものであることが考えられねばならないが、その一端は、アメリカの最大製造会社二〇〇社の全製造品生産に占める割合が一九三五年の三七・七パーセントから五〇年の四〇・五パーセントに増加したこと、また一九五〇年のクレイトン法第七条改正によって合同運動に対する障壁が強まって事前に合同が阻止できるようになったという状態にもかかわらず、一九五〇年二一九、五一年二三五、五二年二八八、五三年二九五、五四年三八七件と年々企業合同件数が増大していることによって知ることができる。<sup>(4)</sup> また次の表はアメリカ産業界を牛耳る「十億ドル会社」(billionaire corporation) の資産額の変化であるが、これによれば大体においてこれら巨大会社は、最近十年間には、一九四七年以前の十年間に比してはるかに大きなテンポでその資産額を増大させたことが知られるであろう。これらの事実によって巨大独占企業が総資本の中での相対的地位を強化させたことと同時に、絶対的にもきわめていちじるしくその支配力を増大させたことがうかがわれるのである。人民資本主義といわれる現代アメリカ資本主義において独占の支配力がより一層強まっているというこの現実を深く認識すべきである。

いわゆる十億ドル会社の資産額

(非金融会社)

	1937	1947	1952	1957
	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
アメリカ・アルミニウム会社(アルコア)	236.6	430.1		1,315.6
アメリカ電信電話会社(AT&T)	3,859.3	4,597.1	10,734.3	11,816.3
アメリカ電気会社	441.1	528.8		1,283.3
アメリカン・アンド・フォーリン・パワー会社	700.4	702.4		1,143.4
アナコンダ・カンパニー	592.8	637.5		1,029.6
アチソン・トベカ&サンタフェ鉄道	1,104.2	1,256.6	1,462.7	1,548.4
ボルティモア&オハイオ鉄道	1,114.2	1,186.4	1,261.3	1,292.6
ベスレヘム・スチール	715.8	948.8	1,610.7	2,260.3
シティーズ・サービス・カンパニー	413.9	279.0	1,047.0	1,229.2
クライスラー・コーポレーション	188.8	487.2		1,496.6
チェサピーク・アンド・オハイオ鉄道	673.6	736.9		1,089.0
コンモンウェルス・エディソン Co.	682.2	736.9	1,121.8	1,460.1
ニューヨーク コンソリディテッド・エディソン Co.	1,264.9	1,158.9	1,773.3	1,828.6
デトロイト・エディソン Co.	304.3	339.2		1,099.4
E.I. デュポン・ド・スモール Co.	699.1	1,438.1	2,371.1	2,519.4
フォード自動車会社	704.9	1,925.7	1,584.1	3,114.5
ジェネラル・エレクトリック(G.E.)	423.2	1,026.9	1,579.5	2,346.6
ジェネラル・モーターズ(G.M.)	1,227.3	2,576.0	4,001.2	6,825.8
ガルフ・オイル会社	560.4	929.2	1,627.2	3,240.6
インタナショナル・ハーヴェスター	427.1	620.1	1,090.6	1,021.1
インタナショナル・ビジネス・マシン (I.B.M.)	74.2	184.3		1,087.0
ニューヨーク・セントラル鉄道	1,639.2	1,731.5	2,613.9	2,625.9
パシフィックガス電気	641.3	820.0	1,795.3	2,146.3
ペンシルヴァニア鉄道	2,011.6	2,220.6	3,133.5	2,427.6
パシフィック電信電話	369.4	796.2		2,396.4
フィラデルフィア・エレクトリック	390.8	471.0		1,081.0
フィリップス石油 Co.	212.2	439.3		1,519.6
シャーズ・ローバック Co.	284.1	711.2	1,362.0	1,578.2
シンクレア・オイル会社	352.3	591.3	1,035.3	1,480.6
ソコニー・ヴァキューム石油会社	905.2	1,262.0	2,011.3	3,108.3
サザン・パシフィック Co.	581.2	662.0	1,954.4	2,298.2
スタンダードオイルオブカリフォルニア	596.3	876.2	1,407.1	2,246.3
スタンダードオイル Co. (インディアナ)	735.1	1,268.1	1,963.8	2,535.0
スタンダードオイル Co. (ニュージャージー)	2,060.8	2,996.0	5,049.2	8,712.4
シェル石油会社	380.2	533.9		1,384.5
サザン・カリフォルニア・エディソン Co.	357.1	381.1		1,064.0
テキサスカンパニー	614.8	1,115.3	1,736.0	2,729.1
ユニオンカーバイドアンドカーボン	292.6	649.1	1,072.1	1,456.3

ユニオン・パシフィック鉄道	1,094.6	1,155.2	1,308.3	1,497.2
U.S. スティール	1,918.7	2,162.6	2,988.4	4,074.1
ウェスティングハウス電気	227.5	601.6	1,195.2	1,400.7
(金融機関)	主要な金融利権	1952	1955	1959
		百万ドル	百万ドル	百万ドル
エトナ生命保険会社	ハートフォードの利害	2,167.9		3,800
アメリカン信託会社	ハースト (モルガン影響下)	1,258.9	1,542	1,868
バンク・オブ・アメリカ	ジャンニーニ (カリフォルニア)	8,201.6	9,903	11,669
バンク・オブ・マンハッタン	クーン・ロープ	1,388.0		
バンカーズ信託会社	モルガン	2,136.7	2,785	3,051
ケミカル・バンク・アンド・トラスト Co.	モルガン・ロックフェラー	2,048.1		4,314
ボワリー貯蓄銀行	モルガン—ロックフェラー—クーン・ロープ	1,145.6		
(チェイス・マンハッタン)				
チェイス・ナショナル銀行 (ニューヨーク)	ロックフェラー	5,742.7	7,509	8,471
C.I.T. フィナンシャル会社	クーン・ロープ, ディロンリード—レーマン	1,496.4		
クリーブランド信託会社	クリーブランド	1,325.6	1,447	1,457
商業信用会社	モルガン, ポストン	1,031.9		
コネティカット・ジェネラル生命保険	モルガン—ロックフェラー	1,054.4		2,083
シカゴ・コンティネンタル・イリノイ・ナショナル銀行信託	シカゴ	2,800.5	2,939	2,722
エクイタブル生命保険会社	ロックフェラー	6,571.6		9,663
ファースト・バンク・ストック Corp.	モルガン影響下	1,373.9		
ポストン・ファースト・ナショナル銀行	ポストン	1,706.6	1,824	1,854
シカゴ・ファースト・ナショナル銀行	シカゴ	2,828.6	2,977	3,038
ニューヨーク・ギャランティー信託会社	モルガン	3,149.0	3,191	4,109
ハノーヴァー銀行	ロックフェラー—メロン	1,848.4	1,959	1,822
アーヴィング信託	モルガン影響下	1,414.3	1,733	1,920
ジョン・ハンコック相互生命保険	ポストン	3,540.5		5,841
マニユファクチュアラーズ信託	モルガン, ロックフェラー	2,948.9	3,210	3,439
マリンミッドランド Corp.	モルガン影響下	1,581.7	1,967	
マサチューセッツ相互生命保険	モルガン影響下	1,581.7		1,967

マサチューセッツ相互生命 保険	モルガン影響下	1,564.0		2,327
メロンナショナルバンク& トラスト	メロン	1,894.4	1,942	2,067
メトロポリタン生命保険会 社	ロックフェラー	11,592.5		17,140
ミューチュアルベネフィッ ト生命保険	デュポン, モルガン影 響下	1,427.2		1,825
ニューヨーク相互生命保険	モルガン	2,267.4		2,697
デトロイト・ナショナル銀 行	デュポン	1,729.6	2,015	1,977
ニューヨーク・ナショナル シティー銀行	モルガン	6,117.1		8,297
ニューイングランド相互生 命保険	ボストン	1,354.2		2,121
ニューヨーク生命保険会社	モルガン	5,326.2		6,923
ノースウエスト・バンコーポ レーション	モルガン影響下	1,555.2	1,687	
ノースウエスターン相互生 命保険	メロン, ロックフェラ ー影響下	2,909.9		4,041
ペン相互生命保険会社	メロン, モルガンーク ー・ロープ	1,406.0		1,765
アメリカ・プルデンシャル保 険会社	モルガン	10,219.4		15,668
ロスアンジェルス・セキュ リティー・ファーストナショ ナル銀行	カリフォルニア若干は モルガン影響	2,016.7	2,141	
トラベラーズ保険会社	ハートフォードの利害 およびロックフェラー	2,250.0		3,193

註, 非金融会社, 金融機関とも, 1952年は Labor Research Association; "Billi-  
onaire Corporations": pp. 11~12 より, 非金融会社のその他の年は M. L.  
Lindahl, W. A. Carter "Corporate Concentration and Public Policy." pp.  
79~85 より, 金融機関 1955年はパーロ前掲訳書 78頁より, 金融機関 1959年  
は Fortune, August 1960, pp. 138~142 よりそれぞれ摘録, 空白は不明。

さてこのようにその力をいちじるしく強大なものにした独占企業に対して、銀行その他金融機関がますます緊密な結合を保つてきていること、そしてその金融機関の中で最近その地位をいちじるしく増大しているのが保険会社、年金基金など現実に株式所有をその手に集中している諸機関であることが次に注目されねばならぬ。

先ず生命保険会社は、アメリカ人口の五分の四が生命保険に加入しているという事情を背景に非常に巨額の大衆資金をその手に集めている。それはV・パードによればアメリカの純個人貯蓄のなかばは生命保険会社に集中しているといわれるほどのものである。<sup>5)</sup>しかも、保険事業を通じてだけでなく、この集中された大衆資金を産業投資に利用することによつてもこれまた巨額の利潤を蓄積しているというのが生命保険会社の実状なのである。

一九五五年にアメリカの全生命保険会社は保険料収入一二五億ドル、投資収入四〇億ドルをえて、保険金、税金、手数料、配当等の支払を差引いたあとの純資産増が六〇ドルにのぼり、資産総額は九〇四億ドルに達するといわれている。<sup>6)</sup>なおこのうち最大四社には半数近くの四〇五億ドルが集中している。しかもこれら生命保険会社は先

にあげた表で明らかのように、いわゆる「十億ドル会社」に名をつらねている七十九社（うち金融機関三十八社）のうち十四社にのぼっていることによつてもその巨大さが知られるであろう。このような巨額の蓄積を利用しての投資（これはつまりは生命保険会社による大衆資金の投資にはかならない）は「生命保険会社は戦後の会社拡張のための長期資金の過半を供給した。しかもかれらは、従来おもに鉄道と公益事業にかぎられていたその活動範囲を、産業会社にも伸ばした。」<sup>7)</sup>といわれるほどの大きな地位を占めるものである。例えば一九五三年において生命保険会社の投資額は、社債三〇〇億ドル（五五年には三六一億ドル）、株式保有高二三億ドル（五四年には三

四億ドル)、そして担保貸付は二三〇億ドルにもぼつている。<sup>(8)</sup>アメリカの独占企業は、その巨額の独占利潤によって種々の準備金、引当金の形で利潤の内部留保——いわゆる自己金融(これがバリーによって資本形成額の五分の三を占めるとされているものだが)による投資がますます増大しつつあるが、それにもかかわらずますます大規模にすすめるなければならない技術革新の必要は、なお設備投資を金融機関からの多額の供給にあおがねばならないのが現状である。<sup>(9)</sup>この状態のもとでの金融機関と独占企業との固い結びつきの中でその主導的な地位を占めてきているのがこの生命保険会社にはかならないのである。しかも、先にあげた表に示されているように大生命保険会社はモルガン、ロックフェラーをはじめとする金融資本の支配ないしはその影響下にあることも認識されなければならない。このようなものとしての生命保険会社が新に金融機関と独占企業の癒着の中核になつていくわけで、まさにここに金融資本支配の新しい型をみることができるのではないだろうか。なおついでながら、生命保険会社のこのような支配的地位を背景としてモルガン支配下のプルデンシャル保険(メトロポリタンに次ぎ第二位)が、日本の鉄鋼資本(神戸製鋼)と三、〇〇〇万ドルの借款契約を結んだことは<sup>(10)</sup>非常に重要である。この新しい型の対日資本輸出はアメリカ金融資本の直接的な日本進出を意味するからである。

次に火災・傷害保険会社についてだが、これは他の点に関しては生命保険会社ほどのいちじるしい発展はとげていないけれども、主要巨大企業の大口株式の保有という点ではそれ以上であることが注目されるべきである。すなわち一九五四年の株式投資が生命保険会社の三四億ドルに対して約二倍の六五億ドルにのぼつているのがそれである。火災・傷害保険会社は生命保険会社のように、直接に大衆資金を一手に蓄積するというのは必ずしもないけれども、遊休資金を集中し、それによる保険事業と種々の投資活動を通じて巨額の利潤をあげている点で

主要火災・傷害保険会社

会 社	資 産	主 要 利 権
アメリカン・フォア 集団	百万ドル 933	ハノーバー銀行 若干のロックフェラー勢力
ノースアメリカン 集団	820	モルガン＝ドレクセル
ハートフォード 集団	754	モルガン＝ハートフォード 保険業者
ホーム 保 険 集 団	525	マニュファクチュアラーズ 信託、ケミカル銀行
ロイヤル・リバプール 集団	486	英国系・U.S. 信託会社 アメリカン・トラステイ

パーロ，前掲訳書，101 頁より

立命館経済学（第九巻・第三号）

一四〇（四三二）

は全く同じである。例えば一九五〇——五四年の五年間にこの業界での指導的地位を占めるアメリカン・フォア 集団は、引受活動から一、五〇〇万ドル、証券取引利潤で一二、三〇〇万ドル、投資収入で四、四〇〇万ドル、計一八、二〇〇万ドルの純益をあげているのがそれである。かくて火災・傷害保険会社も産業会社に対して投資活動を通じて強力な発言力をもっており、しかもその力は次の表にみるようにやはり金融資本との深い結びつきによって基礎づけられている点も生命保険会社と同じである。

このことはもうひとつの年金基金についても基本的には同じである。年金制度自体は、基本的には労働者の基本的要請としての生活保障の要求を労働組合が強力におしすすめた結果生れたのだが、これがまた一方ではその普及につれて景気変動に対する支えとなることが認識されることによつて急速に広まり、現在では購買力の維持という機能を効果的に果している。現代資本主義が景気変動に対する抵抗力をもっているといわれるが、その一つとしてのいわゆるビルト・イン・スタビライザーの一要素とも考えられており、したがって人民資本主義論のひとつの現実的根拠とされているのがこの年金制度である。年金制度がこうしたものである以上、年金信託への株式の集中は資本の社会的所有だというパールの見解がかなりの現実的説得力をもつてくることに注意しなければならぬ。ところで、会社あるいは労働者の自己負担の形で（何れにして

も実質的には労働者の賃金の一部分である）醸出する基金を集め、一定の時期に労働者の年金として支払うというこの制度は、結局保険事業と同じ内容をもつものであるが、この機能を大規模に行なうのがここにいわゆる年金信託である。実際には年金契約を結んで運営を任される保険会社によって行なわれる場合、または信託会社の一業務として最近いちじるしく増大してきた個人信託の形でなされる場合、あるいは独立の年金基金として運営されるなどの種類があるが、その内容に変わりはないかぎり、先に保険会社について述べたことがすべてここにもあてはまるわけである。これが巨額の株式投資を行なうというほど大きくなってきているわけだが、所詮それは大衆資金（労働者の賃金の一部）の蓄積にはかならないことはすでに明らかである。この年金制度が一般化するようになったのは一九四八年炭鉱労組がかちとつたいわゆる「ルイスの協定」を契機とするとされてお<sup>12</sup>り、これによってそれがただか十年前後の間に急速に発展したことがわかるが、そのことはかかる短時日の間に年金基金がかくも巨大な大衆資金を集めたことを意味している。このようにして年金基金も基本的には保険会社等と同じく大衆資金の投資を通じて産業支配にのり出しつつある（その具体的事情はなお明らかではないが）ということができらるであらう。

保険会社、年金基金等への株式所有の集中はそれ自体明白な事実であるが、それはまさに以上のような現実のものともみられることにはかならない。機関株主への株式所有の集中はこれら諸機関が現代アメリカ資本主義の中で金融資本としてまさしく中核的な地位を占めた上でのものなのである。パーリはこの点をみないでこれら諸機関の公共的性格という前提から株式保有の面だけをそれ自体としてとらえて問題を展開したにすぎず、ここにその分析方法における根本の問題があるというべきである。以上述べたような現実をはつきりと認識した上で、こ

れら諸機関への株式所有の集中の事実を考えれば、バーリの見解とは逆に明白な所有者支配—金融資本支配<sup>(13)</sup>の具体的な姿をみるのできるのである。したがってこれらの機関株主自体、「ウォール・ストリートによる金融的統制と支配のための装置の一部である。」<sup>(14)</sup>といつてもさほど過言ではないであろう。

それにしてもバーリが株式所有の集中という事実そのものから出発している点は注意すべきで、この金融資本支配の現実に対するバーリ一流の理解が以上に示したその見解となつて出されているということができよう。もとよりその理解の仕方自体が問題で、いわばそれは皮相的な現実解釈にすぎないわけではあるけれども。

そこで以上のことを総合すれば、結局バーリは、現実の変化に應じてその論点を変化させつつ、しかも“Modern”以来一貫して会社の公共的性格という考え方に徹することによつて、現代独占企業の具体的な実践活動（直接的には経営者の活動としての経営管理の体系的展開）に対する全体的見地からの基礎を与えようとするものといふことができるであろう。そこで次の問題として、このようなバーリの新しい株式会社支配の理論を、現代独占企業における経営管理の問題に即して検討し、それがどのようにして経営者の活動に作用するかが明らかにされねばならないことになる。これこそ根本的に重要な問題だが、これについては今後の筆者の課題として後日を期することにし、ここでは問題提起にとどめておくことにする。

(1) 日本経済新聞、昭和三十年二月二十四日、三月十三日、四月一日による。

(2) V・パロ、前掲訳書、七三—七四頁。

(3) アメリカ経済の軍事化は戦後のアメリカ経済発展の基礎であることが認識されねばならない。朝鮮動乱で急激に増大した軍事費は動乱終結後も容易に減少せず、かえつて、これが巨大会社に注文を集中することによつて独占企業の発展の積桿ともなつた。現代資本主義が景気変動に対する抵抗力をもつという場合、この経済軍事化は他の諸要因と併列的ではなく、

それら諸要因の基礎として考えなければならない。

(4) 脇村義太郎「アメリカにおける集中について—国内的・国際的—」(有沢広巳編「アメリカの経済」(日本生産性本部)所収)四〇頁。

(5) V・パロ、前掲訳書、九四頁。

(6) パロ、前掲訳書、九五頁。

(7) パロ、前掲訳書、九九頁。

(8) Labor Research Association: "Billionaire Corporations" p. 40. (但し、五四、五五年についてはパロ前掲訳書九八頁、七四頁による。)

(9) 例えば、年々の追加投資の全部を社内留保でまかなってきた自動車三社(G・M、フォード、クライスラー)は、トランスファー・マシン等の技術革新にもなう固定資本調達のために一九五三年以降外部金融機関の融資に依存せざるをえないことになった(豊崎稔「独占資本の構造」現代資本主義講座第三巻八頁、広瀬雄一「株式会社に対する金融者支配」大阪市立大学経済研究所「研究と資料」10号二五頁)。

このことはもとより、社内留保(利潤の蓄積)が減少したことではなく、増大する社内留保を以てしても技術革新に伴う投資をまかないきれず、金融機関に依存せざるをえないことを意味している。

(10) 日本経済新聞、昭和三十五年六月十日による。

(11) パロ、前掲訳書、一〇一頁。

(12) これは、直接的には「一九四八年ジョン・ルイスの炭鉱労組が有名な『ルイスの協定』をかちとり、出炭トン当り二〇セントを経営者が拠出するようになったこと」(武山泰雄「アメリカ資本主義の構造」一二五頁)をきっかけに一般化したとされている。

(13) 金融資本の支配は証券金融と貸付金融の両面から発現されることは先に述べた(本章第二節の註(3))が、株式所有が広汎に分散している場合にも、というよりその場合にむしろいちじるしくこの二つの形での金融資本支配がすすみ、経営者支配は成立しえない。ところがこの場合は、金融機関が証券発行の引受ではなく、自ら株式を大量に保有しているのだから、金融資本の支配は名実ともにより一層明確になっているといわねばならない。

(14) J. M. Budish: *People's Capitalism, Stock Ownership and Production* p. 12.